



図 33 協働のまちづくり計画策定状況図

(1) 「山田・館浦地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|--|
| 地域の概要 | <p>①立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生月島の南部に位置し、平成3年（1991）の生月大橋架橋後は、平戸島と結ぶ島の玄関口となった。 ・島の西側は断崖が発達しており、東側に向かって緩やかな斜面を形成している。館浦と呼ばれる湾入部は漁港として利用されている。 <p>②歴史・生業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業として、大中型まき網漁業があり、他にも定置網漁業などの沿岸漁業のほか、建設業、畜産、水稻、施設園芸などがある。 ・捕鯨の町として栄えたほか、かくれキリスト信仰が今も残る地域として、博物館「島の館」で展示を行っている。 |
| まちづくり 基本理念 | 月満ちて、生きる力溢れる三世代。世界一住みたい宝島、山田・館浦 ～祈りの島から 潜ぎ出せ 夢の海へ～ |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの</p> <p>澄みきった海、雄大な自然（夕日に浮かぶ長瀬鼻等）、鳥（ミサゴ）、花、藤棚、ツツジ、浜公園横の桜、保食神社のフタコ杉、アコウの巨木、アザミの自生、比賣神社の桜、石原橋の水仙、はまゆう、山頭草原、汐見海岸、鷹の巣トンネル付近の絶景</p> <p><u>【指定文化財】千人松（千人塚：市指定史跡）</u></p> <p>②生活環境に関するもの</p> <p>生月大橋、漁村の景観、さかな（アゴ、イカ、シイラ）、ガスパル様から見る中江ノ島の風景、古民家、犬場池からの景観、キリスト教と仏教が融合した墓地、地元醸造場の煙突、網倉庫、水産倉庫、アゴ製造納屋、ガラス工房、館浦のまちなみ、赤レンガの建物、道の駅展望広場からの絶景、無人販売所、札所、白月市、山田ふれあい公園、潮見グラウンド、珍しい井戸、家並み、海産物</p> <p>③歴史文化に関するもの</p> <p>生月観音、捕鯨、山田の祝唄、妙法院の石段、山田教会、昔の神社、修善寺跡、石の塔、無縁仏の墓、天満神社、奉納相撲、常楽寺跡（お墓の棺が珍しい）、比賣神社関係の祭り、各神社の例祭、春まつり、聖母行列、黒瀬の辻殉教祭、八体龍王、生月鯨太左エ門の墓、法善寺</p> <p><u>【指定文化財】かくれキリスト（国選択無形民俗）、中江ノ島（国選定文化的景観）、館浦須古踊り（市指定無形民俗）、井上氏墓地（市指定史跡）、富永古墳（市指定史跡）、ガスパル様（市指定史跡）、ダンジク様（市指定史跡）</u></p> <p>④産業に関するもの</p> <p>漁業（まき網）、放牧牛</p> <p>⑤名人に関するもの</p> <p>—</p> <p>⑥その他</p> <p>人情（人柄）、絆、子ども</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

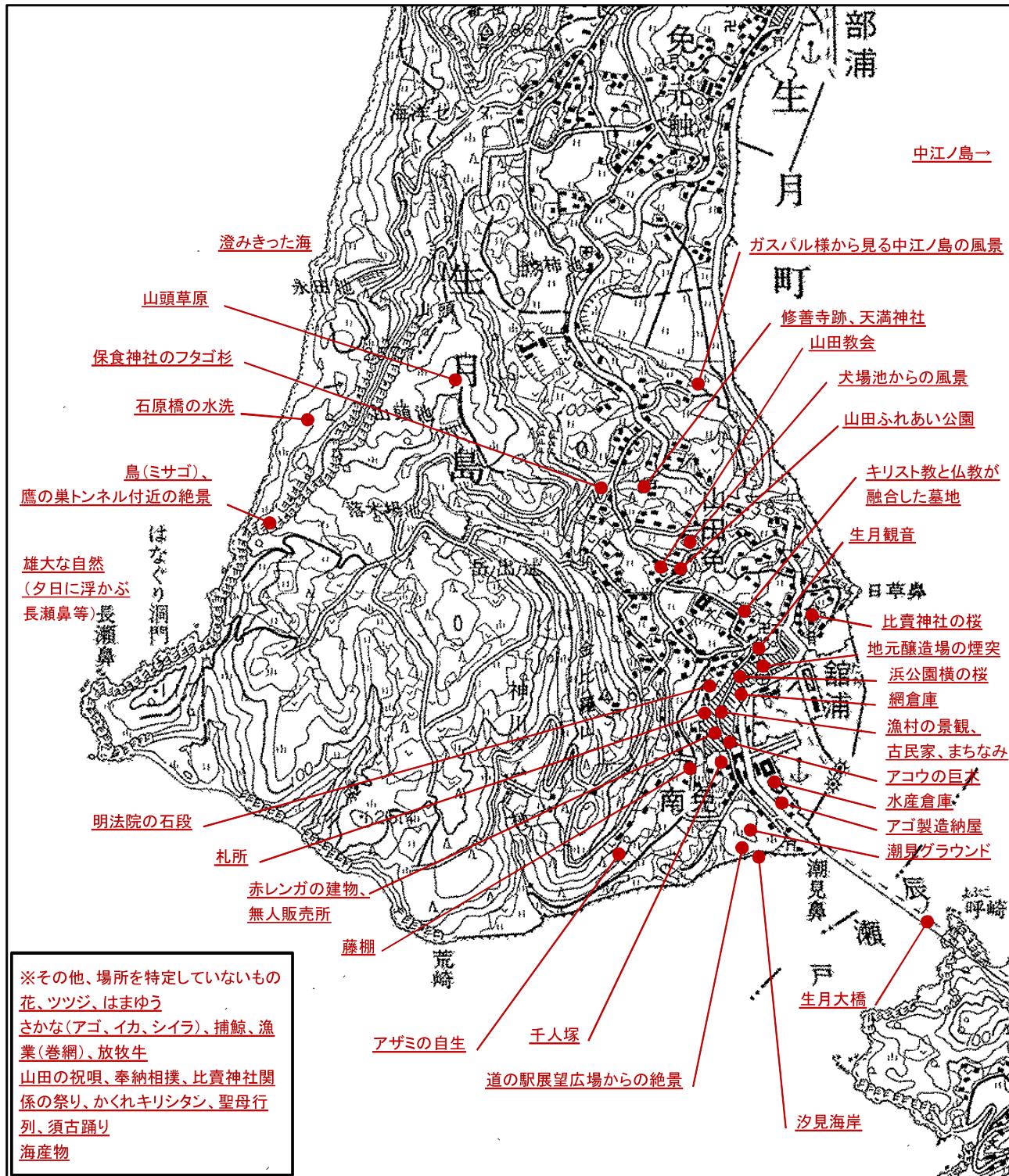


図 34 山田・館浦地区 地域資源分布図

(2) 「生月地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|---|
| 地域の概要 | <p>①立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生月島の北部に位置し、平成3年（1991）の生月大橋架橋後は平戸島と結ばれた。 ・島の西側には柱状節理の断崖が発達し、島の東側に向かって緩やかな緩斜面を形成している。東部の港には、集落が形成され、緩やかに湾入した場所は漁港として利用されている。 ・集落の後背地には番岳（標高286m）がそびえる。 <p>②歴史・生業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な産業として、定置網漁業などの湾岸漁業のほか、建設業、畜産、水稻、施設園芸などがある。 ・捕鯨の町として栄えたほか、かくれキリストン信仰が今も残る地域として、博物館「島の館」で展示を行っている。 |
| まちづくり 基本理念 | 悠久の歴史と豊かな自然が息づくまち いきつき ～人情味あふれ笑顔が輝くまちづくり～ |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの</p> <p>はまゆうの群生地、大バエ断崖、泊の磯場、牛の放牧地、高麗芝の群生地、岳の平（壱部番岳）、カッパ石、榎木様の巨木、殿川水源、谷内川、番岳、ミサゴの巣、サンセットウェイ <u>【指定文化財】 塩俵の断崖の柱状節理（県指定天然記念物）</u></p> <p>②生活環境に関するもの</p> <p>牧場の公園、元浦大敷納屋、鯨組の墓地、前目墓地、ヘリポート、戦没者慰靈場、防波堤壁画 <u>【指定文化財】 鯨組主益富住宅跡（県指定史跡）、益富家住宅（国登録建造物）</u></p> <p>③歴史文化に関するもの</p> <p>砲台跡、早田トンネル（防空壕跡）、アントー様、幸四郎様、かくれキリストン御堂、山縣家跡、旧門川家、鯨神社、宝倉神社、壱部牛神社、白山神社（鯨を抱いた恵比寿様）、恵比寿神社、住吉神社、永光寺（釣鐘）、合掌庵、オラショ <u>【指定文化財】 焼山（市指定史跡）、白山神社二ノ鳥居（市指定有形民俗）、捕鯨納屋場跡（県指定史跡）、網干し場跡（市指定史跡）、お屋敷様（市指定史跡）</u></p> <p>④産業に関するもの</p> <p>御崎の農産物、加工食品、定置網、うまい魚、農業、水稻、畜産、漁業</p> <p>⑤名人に関するもの</p> <p>—</p> <p>⑥その他</p> <p>区民の和、素直で明るい子供たち、人情味あふれる人、やさしい人、思いやりある人、人と人との関心、先人の人たち</p> |

*抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

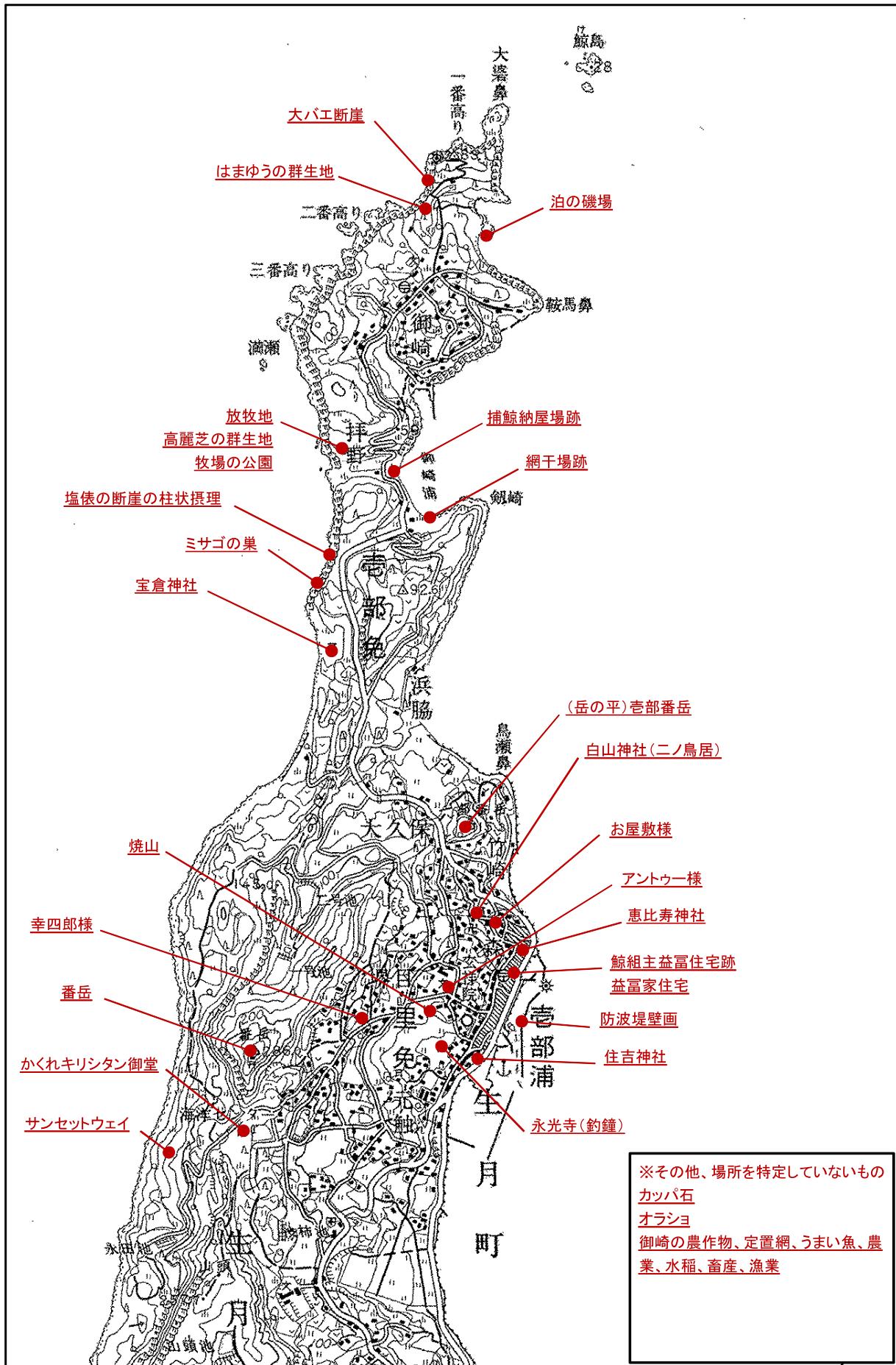


図 35 生月地区 地域資源分布図

(3) 「紐差小学校区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|---|
| 地域の概要 | <p>①立地 •平戸島の中部に位置する紐差地区、平戸島西海岸の獅子地区、平戸島東海岸の大川原地区、宝亀地区から構成される。</p> <p>②歴史・生業 •水稻、畜産、施設園芸、ジャガイモ、菌床しいたけなどが雇用を生む産業として成長している。漁業では、ハマチ、カキなどの魚介類養殖や小型定置網などが営まれている。 •8月には平戸ジャンガラや須古踊が披露されているが、後継者不足に悩まされている。</p> |
| まちづくり 基本理念 | 人輝き 活気あふれ 心豊かに暮らせるまち 中部 |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの 人津久、平戸瀬戸、安満川清流、赤土（鬼地）、水、人魚岩、水岳、海岸、三楽山、山菜、星空、前の島 <u>【指定文化財】安満岳（国選定文化的景観）、慈眼桜（市指定天然記念物）、獅子のアコウ（市指定天然記念物）</u></p> <p>②生活環境に関するもの 春日の棚田、寺院と教会の見える風景、永田記念図書館、住民センター運動場、朵田原、田んぼ、迎紐差道路からの景観、お墓山、景観、ダム、京崎公園、棚田 <u>【指定文化財】春日集落（国選択文化的景観）</u></p> <p>③歴史文化に関するもの 木ヶ津教会、地蔵寺院、福満寺、景肅堂、風香寺、明性寺、無動寺、大聖寺、妙円寺、法樹寺、三輪神社、若宮神社、八幡神社、鎮守神社、慈眼神社、矢保佐神社、八尾神社、素盞鳴神社（紐差）、素盞鳴神社（深川）、猿田彦神社、稻田姫神社、稻荷神社（草積）、稻荷神社（大石脇）、春日神社、沖の宮、ジャンガラ、須古踊、六地蔵まつり、祇園まつり、サナブリ祝い、永田菊四郎胸像、一本堂、觀中公泰姫の墓、越南まつり、世界遺産、御堂様、亀石様 <u>【指定文化財】紐差教会（県指定建造物）、宝亀教会（県指定建造物）、普門寺（市指定史跡）</u></p> <p>④産業に関するもの 水稻、畜産（平戸牛）、施設園芸、ジャガイモ、菌床しいたけ、ハマチ、カキなどの魚介類養殖、白魚</p> <p>⑤名人に関するもの 塩づくり</p> <p>⑥その他 子どもたちの元気なあいさつ、長生きするお年寄り、豊かな郷土料理（押し寿司）</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

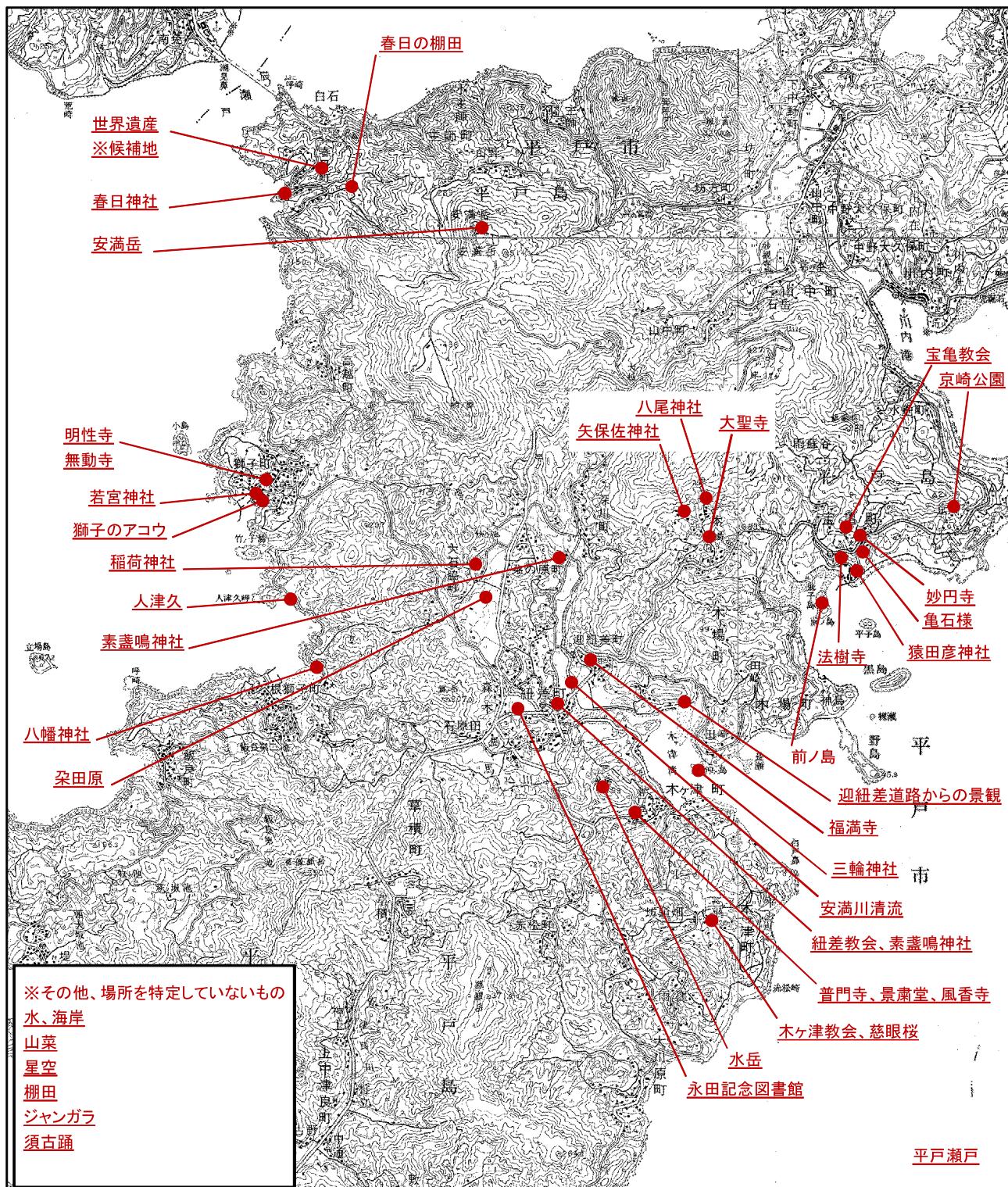


図 36 紐差小学校区 地域資源分布図

(4) 「度島地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|--|
| 地域の概要 | <p>①立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸島の北に位置する東西約 3.5km、南北約 1km の島である。島の北側には海蝕崖が連続しており、集落は島の南側に集中している。 <p>②歴史・生業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主産業は漁業と農業であり、遠洋漁業に従事する者も多い。 ・戦国時代にキリスト教の布教があった記録が残されているが、現在、信者はいない。盆行事「盆ごうれい」などの年中行事の多くが旧暦に合わせて行われる。 |
| まちづくり 基本理念 | 自然・人情豊かな 伝統の郷（さと） 度島 ～行こう！ 憇こう！ 度島～ |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸山、海、空気、自然の美しさ、綺麗な空（青空、夜空、朝日、夕日）、崎瀬、ハイキの鼻、海岸 <p>②生活環境に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 石垣、無人販売所、静か、景色、新鮮な魚、アゴ、山の幸、野菜、スイカ、学校、フェリー度島、眺めの良さ、田畑、だんご作り（ぬべだんご、からだんご）、海の幸、ところてん、丸山公園、商店（酒屋） <p>③歴史文化に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 神社・仏閣、念仏、伝統行事、祭り、度島の祝い唄、 <u>【指定文化財】盆ごうれい（県指定無形民俗）</u> <p>④産業に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 巻網漁船 <p>⑤名人に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> トコロテン作り名人、わらじ作り名人、祝い歌名人、芸術・絵画名人 <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 人情豊か、絆が強い、あいさつ、漁師 |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

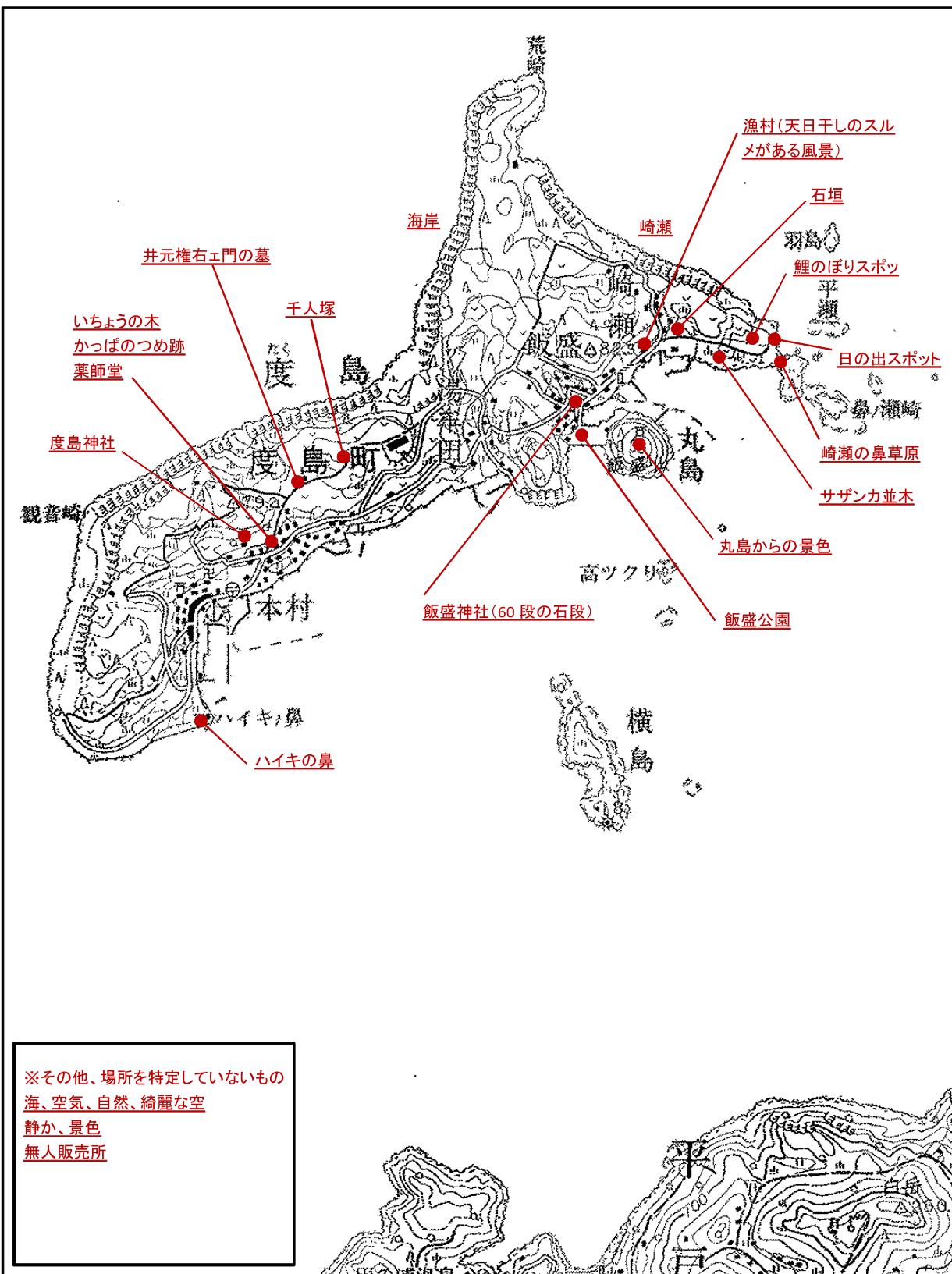


図37 度島地区 地域資源分布図

(5) 「津吉地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|--|
| 地域の概要 | <p>①立地</p> <p>・平戸島の南部に位置し、東海岸に位置する港から佐世保市への定期船が運航されている。公共施設や医療機関、商業施設などがある南部地区の生活基盤の中心的役割を担っている。</p> <p>②歴史・生業</p> <p>・平戸ジャンガラなどの伝統行事は、少子化などの影響から地区内だけで継承していくことが不安視されている。</p> |
| まちづくり 基本理念 | 笑顔あふれ 自然の恵みに囲まれた 幸福（しあわせ）のまち つよし |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの</p> <p>佐志岳、屏風岳、イトラッキョウ（固有種）、チョウセンノギク <u>【指定文化財】 碓岩（国指定天然記念物）、阿值賀島（国指定天然記念物）、金立神社の社叢（市指定天然記念物）</u></p> <p>②生活環境に関するもの</p> <p>長崎県重要里地里山の選定、野焼き、草原環境、津吉茶市、魚（イカなど含む）、海産物、農産物</p> <p>③歴史文化に関するもの</p> <p>岩谷神社、万祢吉神社、金立神社、長泉寺、延命寺、長遠寺 <u>【指定文化財】 平戸ジャンガラ（国指定無形民俗）、長泉寺の鯨供養石造五重塔（県指定有形民俗）</u></p> <p>④産業に関するもの</p> <p>水稻、施設園芸、水産業、商工業</p> <p>⑤名人に関するもの</p> <p>—</p> <p>⑥その他</p> <p>子ども、駅伝大会、ソフトボール大会、敬老会、運動会</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

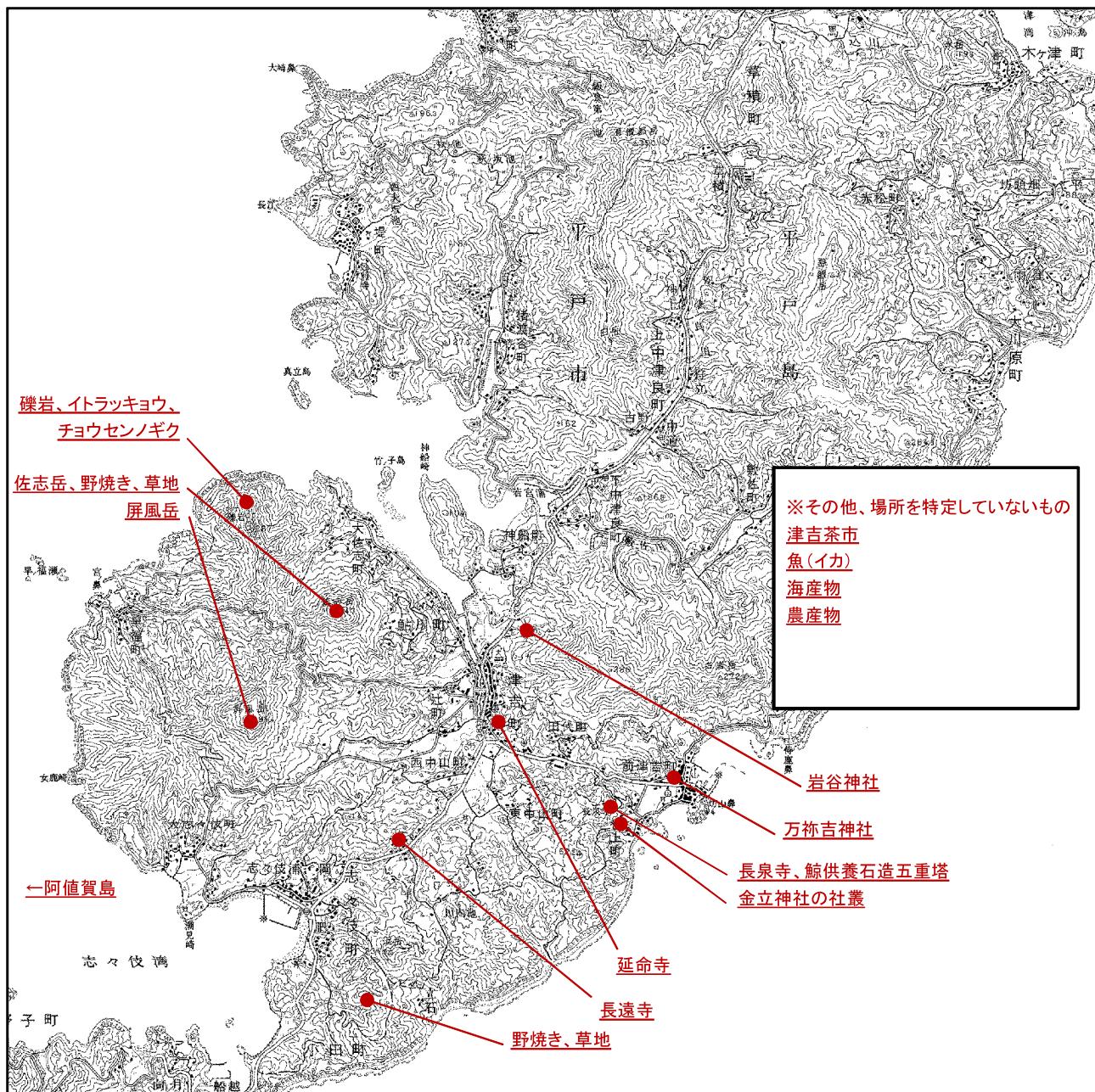


図 38 津吉地区 地域資源分布図

(6) 「志々伎地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|---|
| 地域の概要 | <p>①立地 ・平戸島の南部に位置し、志々伎湾や志々伎山、上段の野などの美しい山や草原が独自の景観を織り成している地区である。</p> <p>②歴史・生業 ・平戸ジャンガラなどの伝統行事は、少子化などの影響から地区内だけで継承していくことが不安視されている。</p> |
| まちづくり 基本理念 | 豊かな恵みと活気にあふれ 人の笑顔が集うまち 志々伎 |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの 志々伎山、上段の野（草原）、屏風岳、自然や景色の美しさ、海、イトラッキョウ、志々伎小学校のセンダンの木 <u>【指定文化財】 阿値賀島（国指定天然記念物）</u></p> <p>②生活環境に関するもの 志々伎湾、野焼き、おさかな祭り、志々伎公園</p> <p>③歴史文化に関するもの 志々伎神社、八幡神社、金刀比羅神社、愛宕神社、潮見神社、石堂神社、とん松様（大志々伎殿様奥様） <u>【指定文化財】 平戸ジャンガラ（国指定無形民俗）</u></p> <p>④産業に関するもの 海産物（天然ヒラメ、ウチワエビ、イカ、鯛、アラ、甘鯛）水産業、水稻、路地野菜（玉ねぎ、ジャガイモ）、酒蔵</p> <p>⑤名人に関するもの —</p> <p>⑥その他 おもしろい人、やさしい、人情味、子ども、高齢者（老人の力）</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

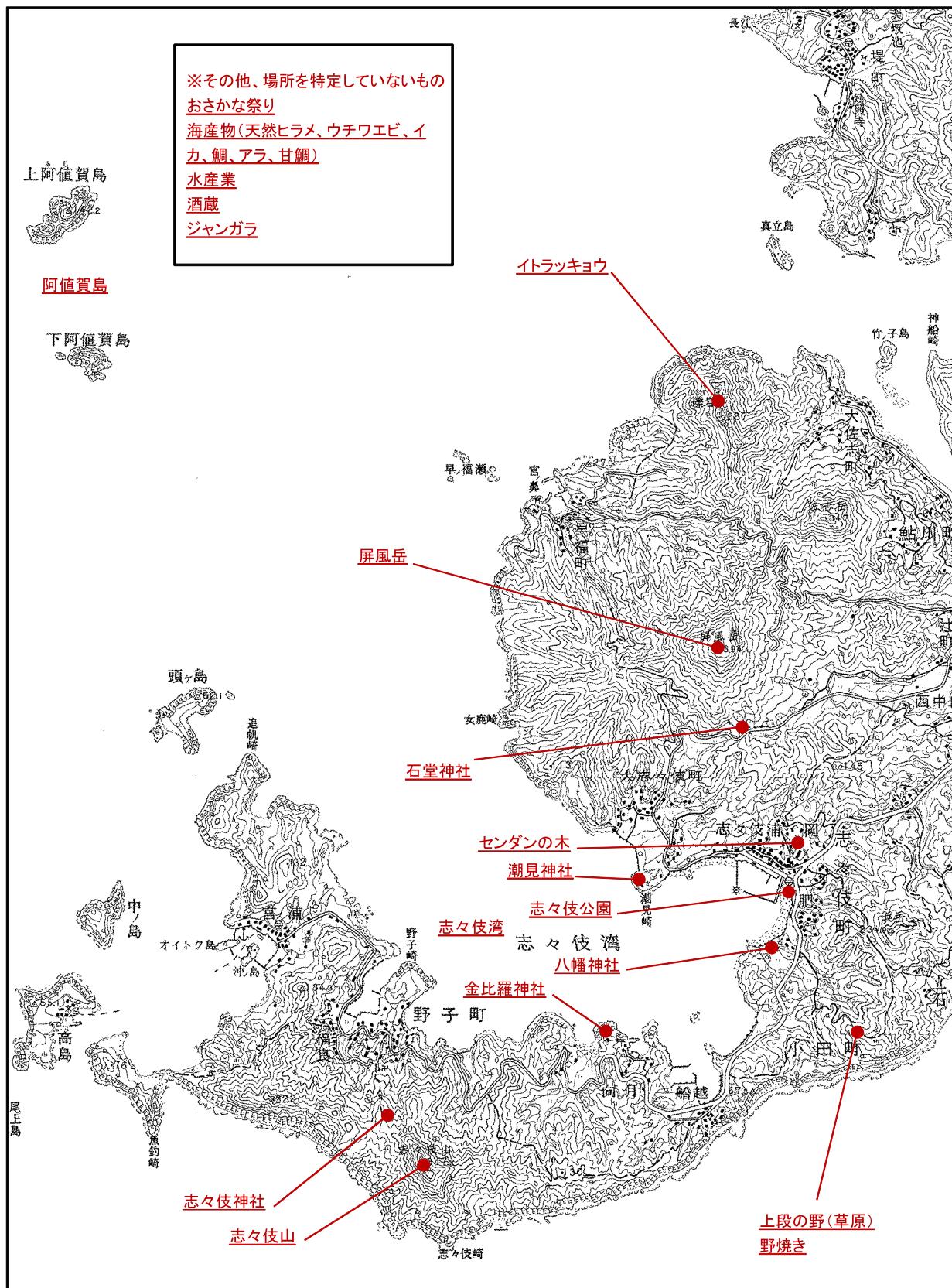


図 39 志々伎地区 地域資源分布図

(7) 「野子地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|--|
| 地域の概要 | <p>①立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸島の最南端に位置し、ヒラメやウチワエビなど豊富な魚種が獲れる海に囲まれた地区。 ・商業施設などではなく、住民は地区外に出ている状況である。 <p>②歴史・生業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業は、水産業で水揚げ日本一の天然ヒラメをはじめ多くの魚種がとれる。 ・平戸ジャンガラなどの伝統行事は、少子化などの影響から地区内だけで継承していくことが不安視されている。 |
| まちづくり 基本理念 | 活気と笑顔にあふれ 海の恵に育つまち 野子 |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの</p> <p>志々伎山、ホタル、アスナロの木、中の島、頭ヶ島、戸屋久の浜、空、マキの木 <u>【指定文化財】 阿値賀島（国指定天然記念物）</u></p> <p>②生活環境に関するもの</p> <p>尾上灯台、宮の浦漁港、高島の港、学校・保育所</p> <p>③歴史文化に関するもの</p> <p>志々伎神社、十城別王、沖ノ宮（さつま塔）、阿弥陀寺とその文化財、辺都の宮、中宮、地の宮、高島の4階建て（戦時中の砲台跡）、ヤク神社の祭り、波切不動様 <u>【指定文化財】 平戸ジャンガラ（国指定無形民俗）</u></p> <p>④産業に関するもの</p> <p>水産業（天然ヒラメ、ウチワエビ、伊勢エビ、鰯、イカ、アラなど）、農産物（米、野菜）</p> <p>⑤名人に関するもの</p> <p>海女</p> <p>⑥その他</p> <p>老人、子ども、イノシシの遊泳、橋で繋がる日本最西端の地</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

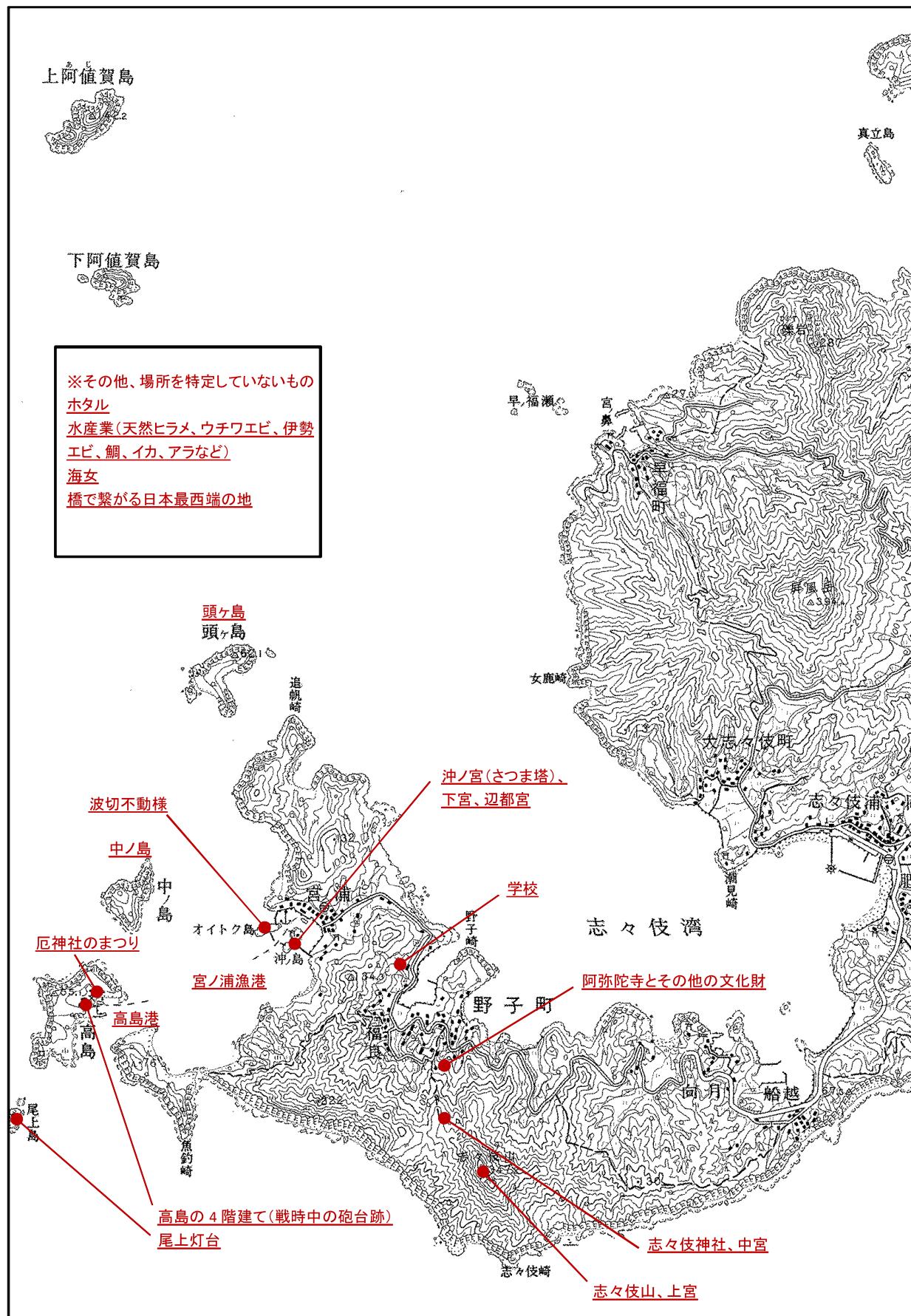


図 40 野子地区 地域資源分布図

(8) 「大島地区まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|--|
| 地域の概要 | <p>①立地 •平戸島の北に位置する。平地に乏しく、約38kmの海岸線の半数近くが断崖になっている。古くから海上交通の要衝として開け、渡唐船の寄港地として栄えてきた。</p> <p>②歴史・生業 •一次産業が中心で、農業は、葉タバコ、畜産、種馬鈴薯、水稻などを組み合わせた複合経営であり、漁業は、小型定置網と沿岸漁業による一本釣り漁業が主となっている。</p> |
| まちづくり 基本理念 | 未来への風が吹く宝島 的山大島 |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの 大賀断崖などの自然景観、夕日、きれいな海、松林、空気がきれい、星空、魚見岳</p> <p>②生活環境に関するもの 棚田、花粉が少ない、大島診療所、四季の食べ物、魚の新鮮さ、静かさ、景観、石垣、昔の井戸ポンプ、昔の商店の看板、古民家、石垣、大根坂の風景、大賀キャンプ場、中岳池の石垣、漁火、白浜海水浴場、辻田から見える的山の町並み、辻田の桜、漁船</p> <p>③歴史文化に関するもの 西福寺、天降神社、茶屋の坂、六角井戸、殿川、長徳寺、宗賀さま（薬師様）、川畑千人塚、釈迦堂、西宇戸公民館下の井戸の石組み、お杉・お珠の墓、優しい笑顔のお地蔵様がいる墓地、がらん様、阿弥陀様、祐徳稻荷神社、恵比寿様、本山神社、天神様、山王様、火の神様、 <u>【指定文化財】 神浦伝統的建造物群保存地区（国選定伝統的建造物群）、大島の須古踊（国選択無形民俗）、流儀（市指定無形民俗）、ジャンガラ（県指定無形民俗）、六斎念佛（市指定無形民俗）、政務役の墓（市指定史跡）、勘定場の井戸（市指定史跡）、天降神社の石鳥居・石灯籠（市指定有形民俗）、鯨の供養碑（市指定有形民俗）、朝鮮井戸（市指定史跡）</u></p> <p>④産業に関するもの 畜産、葉タバコ、種馬鈴薯、漁業、チヨカ</p> <p>⑤名人に関するもの 牛のえさやり、まち並みガイド</p> <p>⑥その他 風力発電施設、地域の助け合い、人情、子ども</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

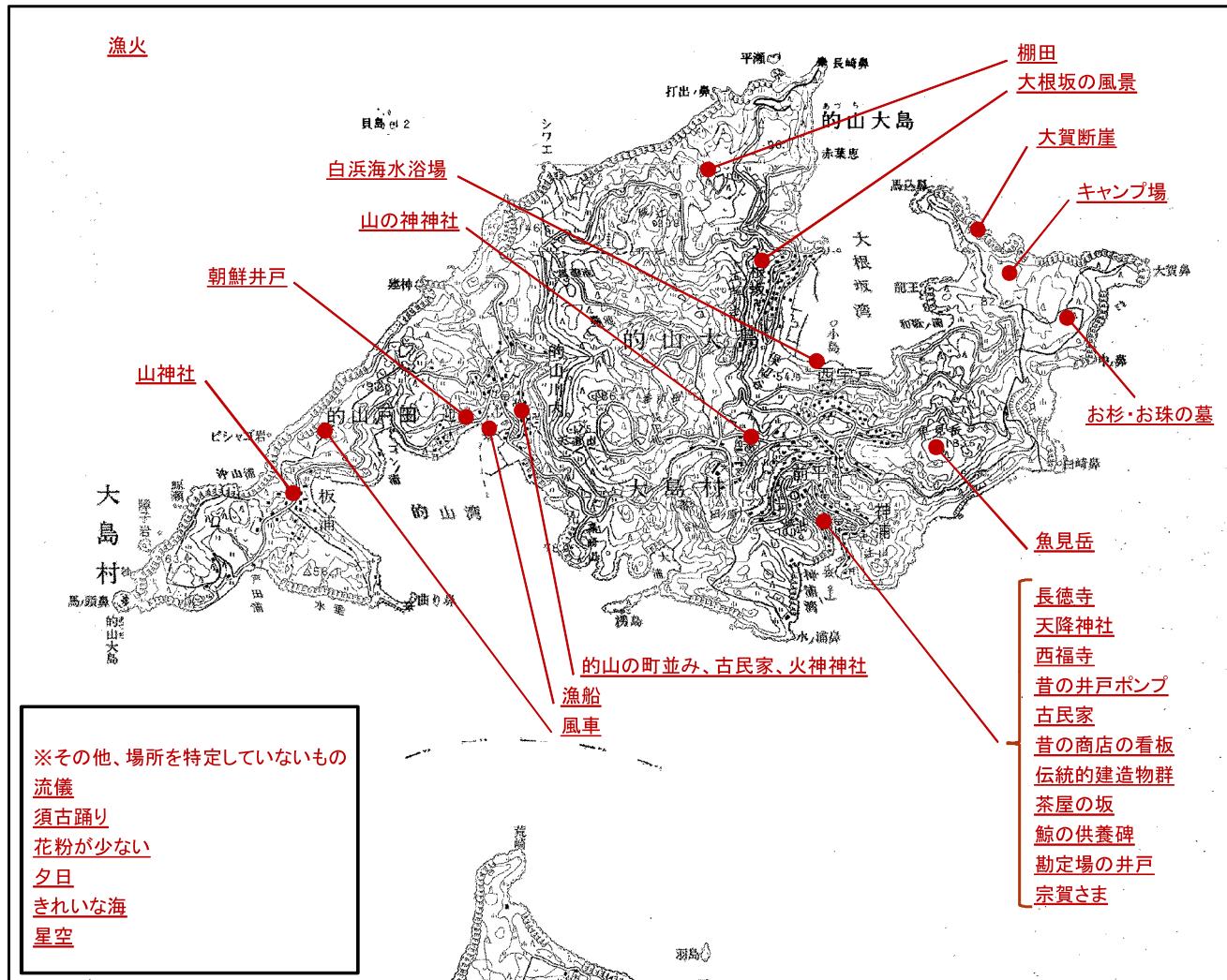


図 41 大島地区 地域資源分布図

(9) 「田平まちづくり計画」から地域資源に関する部分を抜粋

| | |
|---------------|--|
| 地域の概要 | <p>①立地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県の北部、九州本土の西北端に位置し、平戸大橋により平戸島と結ばれる。 ・台地上のため大きな河川がなく、農地のほとんどが小規模な棚田・畠地である。 <p>②歴史・生業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥生時代の里田原遺跡のほか、キリスト教関連の遺産も多い。 ・農業が基幹産業であり、水稻や野菜、畜産などが盛んである。 |
| まちづくり 基本理念 | <p>活かせ！！海・山・歴史。いつちよやるばい田平おこし ～住み続けたいふるさと田平～</p> |
| 地域資源 | <p>①自然に関するもの</p> <p>自然、海、中瀬草原、吹上山、夕霧の滝、イヌマキの木、蛇焼山、ホタル群生（MRトンネル付近）、やぶ椿、下寺川沿いの彼岸花、大椎の木（樹齢 600 年）、七尋の滝、魚見岳、久吹川のホタル、丸米池のトンボ・カイツブリ</p> <p>②生活環境に関するもの</p> <p>平戸大橋、田平公園、たびら平戸口駅（日本最西端の駅）、西田平駅、日の浦商店街、瀬戸の寄り道（直売所）、平戸瀬戸市場（直売所）、焼山溜池、白馬海水浴場、横立の池、学校、田代地区の用水施設（記念碑）、道の駅昆虫の里たびら、農村の風景、磯遊びできる海岸、生垣（模） 、石室山からの眺望、押し寿司、よもぎ団子、から団子</p> <p>③歴史文化に関するもの</p> <p>平戸往還（旧街道）、権現太鼓、がわっぱ祭り、横島、条里制の田んぼ、八幡相撲、籠手田城址、城山、八幡神社（相撲場）、熊野神社、是心寺、里城址、里城主墓、吹上篭立場、カトリック移住の入植記念碑、田平教会への道（資材を運んだ道）、薩摩塔、もぐら打ち</p> <p>【指定文化財】 田平天主堂（国指定建造物）、里田原遺跡（県指定史跡）、里田原条里遺構（市指定史跡）、荻田浮立（市指定無形民俗）、笠松天神社古墳（県指定史跡）、岳崎古墳（県指定史跡）、海寺跡のハクモクレン（県指定天然記念物）、是心寺のソテツ（県指定天然記念物）、焼罪（市指定史跡）</p> <p>④産業に関するもの</p> <p>水稻、野菜、畜産、漁業、製造業、建設業</p> <p>⑤名人に関するもの</p> <p>—</p> <p>⑥その他</p> <p>人情、子ども、風力発電施設</p> |

※抽出している地域資源の名称は、住民が指定文化財を含むそれらの地域資源を何という名称で呼んでいるのかを把握するため、まちづくり計画に記される原文のままとした。

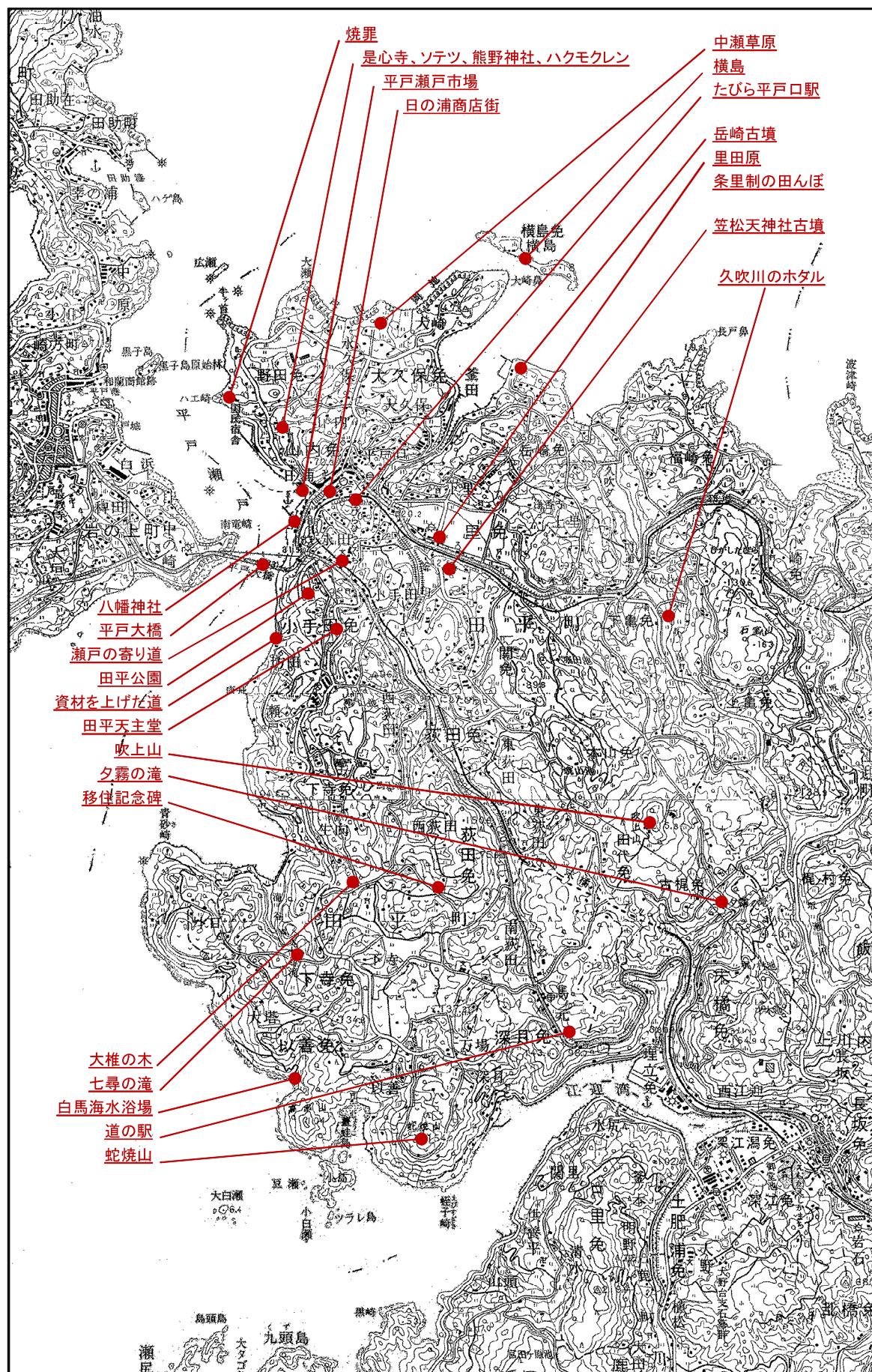


図 42 田平 地域資源分布図

表 14 各まちづくり計画に記された地域資源一覧表

| 区分 | 地域資源名 | 地域 |
|------------|--|---------|
| 自然に関するもの | 澄みきった海、雄大な自然（夕日に浮かぶ長瀬鼻等）、鳥（ミサゴ）、花、藤棚、ツツジ、浜公園横の桜、保食神社のフタゴ杉、アコウの巨木、アザミの自生、比賣神社の桜、石原橋の水仙、はまゆう、山頭草原、汐見海岸、鷹の巣トンネル付近の絶景 【指定文化財】千人松（千人塚：市指定史跡） | 山田・館浦地区 |
| | はまゆうの群生地、大バエ断崖、泊の磯場、牛の放牧地、高麗芝の群生地、岳の平（壱部番岳）、カッパ石、榎木様の巨木、殿川水源、谷内川、番岳、ミサゴの巣、サンセツウェイ 【指定文化財】塩俵の断崖の柱状節理（県指定天然記念物） | 生月地区 |
| | 人津久、平戸瀬戸、安満川清流、赤土（鬼地）、水、人魚岩、水岳、海岸、三楽山、山菜、星空、前の島 【指定文化財】安満岳（国選定文化的景観）、慈眼桜（市指定天然記念物）、獅子のアコウ（市指定天然記念物） | 紐差地区 |
| | 丸山、海、空気、自然の美しさ、綺麗な空（青空、夜空、朝日、夕日）、崎瀬、ハイキの鼻、海岸 | 度島地区 |
| | 佐志岳、屏風岳、イトラッキョウ（固有種）、チョウセンノギク 【指定文化財】礫岩（国指定天然記念物）、阿値賀島（国指定天然記念物）、金立神社の社叢（市指定天然記念物） | 津吉地区 |
| | 志々伎山、上段の野（草原）、屏風岳、自然や景色の美しさ、海、イトラッキョウ、志々伎小学校のセンダンの木 【指定文化財】阿値賀島（国指定天然記念物） | 志々伎地区 |
| | 志々伎山、ホタル、アスナロの木、中の島、頭ヶ島、戸屋久の浜、空、マキの木 【指定文化財】阿値賀島（国指定天然記念物） | 野子地区 |
| | 大賀断崖などの自然景観、夕日、きれいな海、松林、空気がきれい、星空、魚見岳 | 大島地区 |
| | 自然、海、中瀬草原、吹上山、夕霧の滝、イヌマキの木、蛇焼山、ホタル群生（MRトンネル付近）、やぶ椿、下寺川沿いの彼岸花、大椎の木（樹齢600年）、七尋の滝、魚見岳、久吹川のホタル、丸米池のトンボ・カイツブリ | 田平地区 |
| 生活環境に関するもの | 生月大橋、漁村の景観、さかな（アゴ、イカ、シイラ）、ガスバル様から見る中江ノ島の風景、古民家、犬場池からの景 | 山田・館浦地区 |

| | | |
|------------|--|---------|
| | 観、キリスト教と仏教が融合した墓地、地元醸造場の煙突、網倉庫、水産倉庫、アゴ製造納屋、ガラス工房、館浦のまちなみ、赤レンガの建物、道の駅展望広場からの絶景、無人販売所、札所、白月市、山田ふれあい公園、潮見グラウンド、珍しい井戸、家並み、海産物 | |
| | 牧場の公園、元浦大敷納屋、鯨組の墓地、前目墓地、ヘリポート、戦没者慰靈場、防波堤壁画 【指定文化財】鯨組主益富住宅跡（県指定史跡）、益富家住宅（国登録建造物） | 生月地区 |
| | 春日の棚田、寺院と教会の見える風景、永田記念図書館、住民センター運動場、朵田原、田んぼ、迎紐差道路からの景観、お墓山、景観、ダム、京崎公園、棚田 【指定文化財】春日集落（国選定文化的景観） | 紐差地区 |
| | 石垣、無人販売所、静か、景色、新鮮な魚、アゴ、山の幸、野菜、スイカ、学校、フェリー度島、眺めの良さ、田畠、だんご作り（ぬべだんご、からだんご）、海の幸、ところてん、丸山公園、商店（酒屋） | 度島地区 |
| | 長崎県重要里地里山の選定、野焼き、草原環境、津吉茶市、魚（イカなど含む）、海産物、農産物 | 津吉地区 |
| | 志々伎湾、野焼き、おさかな祭り、志々伎公園 | 志々伎地区 |
| | 尾上灯台、宮の浦漁港、高島の港、学校・保育所 | 野子地区 |
| | 棚田、花粉が少ない、大島診療所、四季の食べ物、魚の新鮮さ、静かさ、景観、石垣、昔の井戸ポンプ、昔の商店の看板、古民家、石垣、大根坂の風景、大賀キャンプ場、中岳池の石垣、漁火、白浜海水浴場、辻田から見える的山の町並み、辻田の桜、漁船 | 大島地区 |
| | 平戸大橋、田平公園、たびら平戸口駅（日本最西端の駅）、西田平駅、日の浦商店街、瀬戸の寄り道（直売所）、平戸瀬戸市場（直売所）、焼山溜池、白馬海水浴場、横立の池、学校、田代地区の用水施設（記念碑）、道の駅昆虫の里たびら、農村の風景、磯遊びできる海岸、生垣（樋）、石室山からの眺望、押し寿司、よもぎ団子、から団子 | 田平地区 |
| 歴史文化に関するもの | 生月観音、捕鯨、山田の祝唄、妙法院の石段、山田教会、昔の神社、修善寺跡、石の塔、無縁仏の墓、天満神社、奉納相撲、常楽寺跡（お墓の棺が珍しい）、比賣神社関係の祭り、各神社の例祭、春まつり、聖母行列、黒瀬の辻殉教祭、八体龍王、生月鯨太左エ門の墓、法善寺 | 山田・館浦地区 |

| | | |
|--|---|-------|
| | 【指定文化財】 かくれキリシタン（国選択無形民俗）、中江ノ島（国選定文化的景観）、館浦須古踊り（市指定無形民俗）、井上氏墓地（市指定史跡）、富永古墳（市指定史跡）、ガスパル様（市指定史跡）、ダンジク様（市指定史跡） | |
| | 砲台跡、早田トンネル（防空壕跡）、アントワー様、幸四郎様、かくれキリシタン御堂、山縣家跡、旧門川家、鯨神社、宝倉神社、壱部牛神神社、白山神社（鯨を抱いた恵比寿様）、恵比寿神社、住吉神社、永光寺（釣鐘）、合掌庵、オラショ 【指定文化財】 焼山（市指定史跡）、白山神社二ノ鳥居（市指定有形民俗）、捕鯨納屋場跡（県指定史跡）、網干し場跡（市指定史跡）、お屋敷様（市指定史跡） | 生月地区 |
| | 木ヶ津教会、地蔵寺院、福満寺、景肅堂、風香寺、明性寺、無動寺、大聖寺、妙円寺、法樹寺、三輪神社、若宮神社、八幡神社、鎮守神社、慈眼神社、矢保佐神社、八尾神社、素盞鳴神社（紐差）、素盞鳴神社（深川）、猿田彦神社、稻田姫神社、稻荷神社（草積）、稻荷神社（大石脇）、春日神社、沖の宮、ジャンガラ、須古踊、六地蔵まつり、祇園まつり、サンブリ祝い、永田菊四郎胸像、一本堂、觀中公奏姫の墓、越南まつり、世界遺産、御堂様、龜石様 【指定文化財】 紐差教会（県指定建造物）、宝亀教会（県指定建造物）、普門寺（市指定史跡） | 紐差地区 |
| | 神社・仏閣、念仏、伝統行事、祭り、度島の祝い唄、 【指定文化財】 盆ごうれい（県指定無形民俗） | 度島地区 |
| | 岩谷神社、万祢吉神社、金立神社、長泉寺、延命寺、長遠寺 【指定文化財】 平戸ジャンガラ（国指定無形民俗）、長泉寺の鯨供養石造五重塔（県指定有形民俗） | 津吉地区 |
| | 志々伎神社、八幡神社、金刀比羅神社、愛宕神社、潮見神社、石堂神社、とん松様（大志々伎殿様奥様） 【指定文化財】 平戸ジャンガラ（国指定無形民俗） | 志々伎地区 |
| | 志々伎神社、十城別王、沖ノ宮（さつま塔）、阿弥陀寺とその文化財、辺都の宮、中宮、地の宮、高島の4階建て（戦時中の砲台跡）、ヤク神社の祭り、波切不動様 【指定文化財】 平戸ジャンガラ（国指定無形民俗） | 野子地区 |
| | 西福寺、天降神社、茶屋の坂、六角井戸、殿川、長徳寺、宗賀さま（薬師様）、川畑千人塚、釈迦堂、西宇戸公民館下の井戸の石組み、お杉・お珠の墓、優しい笑顔のお地蔵様がいる墓地、がらん様、阿弥陀様、祐徳稻荷神社、恵比寿様、本山神社、天神様、山王様、火の神様、 | 大島地区 |

| | | |
|----------|---|---------|
| | 【指定文化財】 神浦伝統的建造物群保存地区（国選定伝統的建造物群）、大島の須古踊（国選択無形民俗）、流儀（市指定無形民俗）、ジャンガラ（県指定無形民俗）、六斎念仏（市指定無形民俗）、政務役の墓（市指定史跡）、勘定場の井戸（市指定史跡）、天降神社の石鳥居・石灯籠（市指定有形民俗）、鯨の供養碑（市指定有形民俗）、朝鮮井戸（市指定史跡） | |
| | 平戸往還（旧街道）、権現太鼓、がわっぱ祭り、横島、条里制の田んぼ、八幡相撲、籠手田城址、城山、八幡神社（相撲場）、熊野神社、是心寺、里城址、里城主墓、吹上篤籠立場、カトリック移住の入植記念碑、田平教会への道（資材を運んだ道）、薩摩塔、もぐら打ち 【指定文化財】 田平天主堂（国指定建造物）、里田原遺跡（県指定史跡）、里田原条里遺構（市指定史跡）、荻田浮立（市指定無形民俗）、笠松天神社古墳（県指定史跡）、岳崎古墳（県指定史跡）、海寺跡のハクモクレン（県指定天然記念物）、是心寺のソテツ（県指定天然記念物）、焼罪（市指定史跡） | 田平地区 |
| 産業に関するもの | 漁業（まき網）、放牧牛 | 山田・館浦地区 |
| | 御崎の農産物、加工食品、定置網、うまい魚、農業、水稻、畜産、漁業 | 生月地区 |
| | 水稻、畜産（平戸牛）、施設園芸、ジャガイモ、菌床しいたけ、ハマチ、カキなどの魚介類養殖、白魚 | 紐差地区 |
| | 巻網漁船 | 度島地区 |
| | 水稻、施設園芸、水産業、商工業 | 津吉地区 |
| | 海産物（天然ヒラメ、ウチワエビ、イカ、鰯、アラ、甘鯛）水産業、水稻、路地野菜（玉ねぎ、ジャガイモ）、酒蔵 | 志々伎地区 |
| | 水産業（天然ヒラメ、ウチワエビ、伊勢エビ、鰯、イカ、アラなど）、農産物（米、野菜） | 野子地区 |
| | 畜産、葉タバコ、種馬鈴薯、漁業、チヨカ | 大島地区 |
| | 水稻、野菜、畜産、漁業、製造業、建設業 | 田平地区 |
| 名人に関するもの | — | 山田・館浦地区 |
| | — | 生月地区 |
| | 塩づくり | 紐差地区 |

| | | |
|--|---|---------|
| | トコロテン作り名人、わらじ作り名人、祝い歌名人、芸術・絵画名人 | 度島地区 |
| | — | 津吉地区 |
| | — | 志々伎地区 |
| | 海女 | 野子地区 |
| | 牛のえさやり、まち並みガイド | 大島地区 |
| | — | 田平地区 |
| | 人情（人柄）、絆、子ども | 山田・館浦地区 |
| | 区民の和、素直で明るい子供たち、人情味あふれる人、やさしい人、思いやりある人、人と人との関心、先人の人たち | 生月地区 |
| | 子どもたちの元気なあいさつ、長生きするお年寄り、豊かな郷土料理（押し寿司） | 紐差地区 |
| | 人情豊か、絆が強い、あいさつ、漁師 | 度島地区 |

【参考文献】

- 1) 真板昭夫、比田井和子、高梨洋一郎 (2010)『宝探しから持続可能な地域づくりへ』
- 2) 生月地区まちづくり運営協議会 (2017)『生月地区まちづくり計画』
- 3) 大島地区まちづくり準備委員会 (2016)『大島地区まちづくり計画』
- 4) 志々伎地区まちづくり運営協議会 (2016)『志々伎地区まちづくり計画』
- 5) 度島地区まちづくり運営協議会 (2014)『度島地区まちづくり計画』
- 6) 田平北・南・東小学校区まちづくり協議会準備委員会 (2017)『田平まちづくり計画』
- 7) 津吉地区まちづくり運営協議会 (2016)『津吉地区まちづくり計画』
- 8) 野子地区まちづくり運営協議会 (2017)『野子地区まちづくり計画』
- 9) 紐差小学校区まちづくり運営協議会 (2017)『紐差小学校区まちづくり計画』
- 10) 山田・館浦地区まちづくり運営協議会 (2016)『山田・館浦地区まちづくり計画』

3－3. 文化財の周辺環境の現状把握

3－3－1. 文化財周辺の規制

平戸市の土地利用規制として主なものは以下（表15）のとおりである。現状を変更する場合、形態・意匠、景観などについて文化財部局や景観部局の担当者が協議を行うことになる。

（協議可能な範囲を図43に示した。）

特に文化財保護法における重要文化的景観や、景観法における重点区域、自然公園法における特別地域などの指定は、現状変更に関して法律に基づく許可や届出が必要であることから、平戸市においても事業者と事前協議を行う上で有効に機能している。

表15 文化財の周辺環境を保全する土地利用規制一覧

| 区分 | 内 容 |
|------------|--|
| 文化財保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化的景観 ・埋蔵文化財 |
| 景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画重点区域 |
| 自然公園（国立公園） | <ul style="list-style-type: none"> ・特別保護地区 ・第1種特別地域 ・第2種特別地域 ・第3種特別地域 ・普通地域 |
| 国土防災 | <ul style="list-style-type: none"> ・保安林 ・地滑り防止区域 ・急傾斜地崩落危険区域 |
| 農地保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域 ・農振農用地区域 |

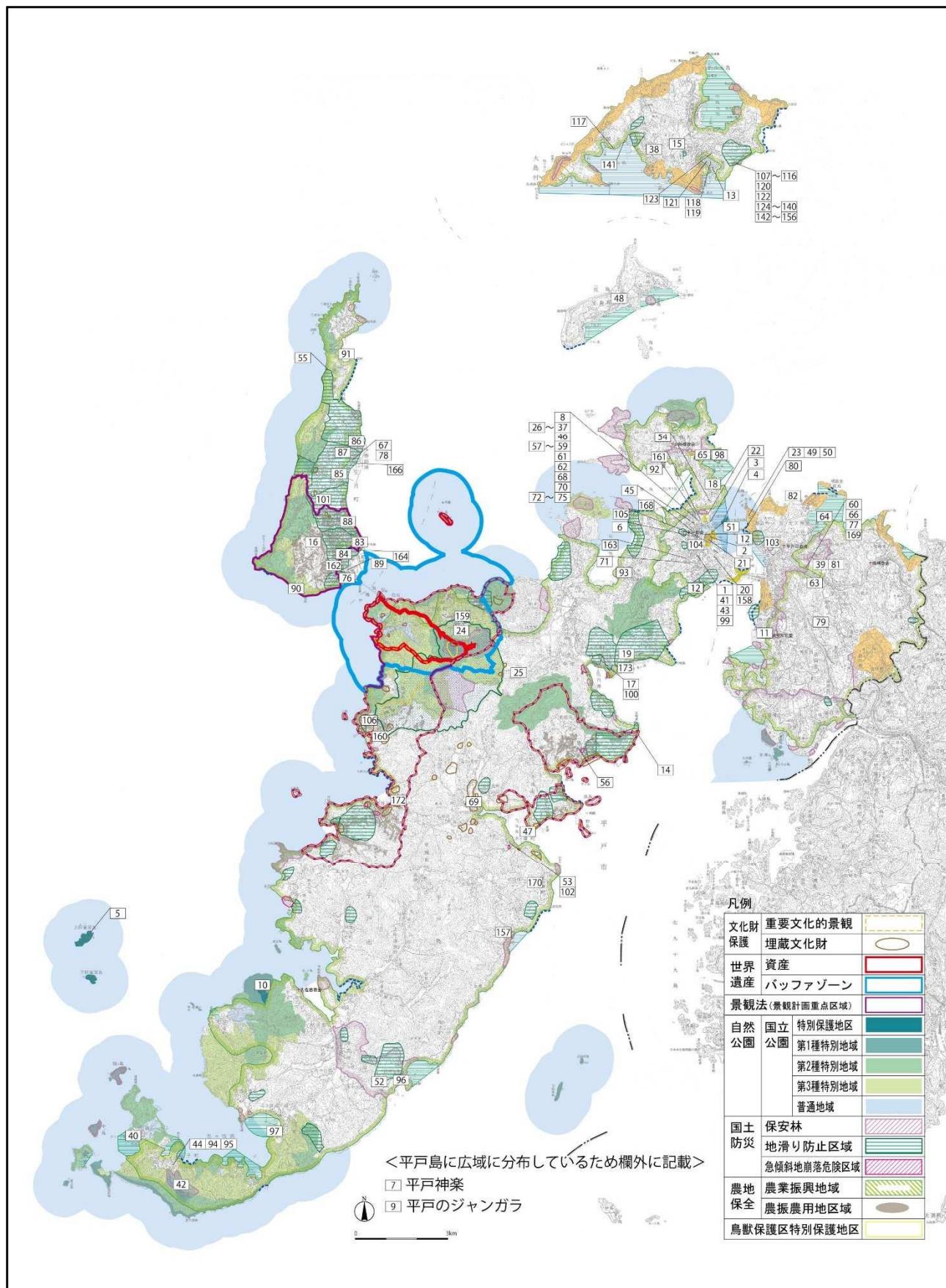


図 43 文化財周辺の土地利用規制図

3-3-2. 行政機関・関係団体など

平戸市で、文化財の保全や活用を担う機関や団体の概要は以下のとおりである。

(1) 行政機関

平戸市では、文化交流課が文化財の保護や文化振興に関する業務を7名で担当（表16）している。文化財は、先人より引き継いできた地域の宝であり、次世代に引き継いでいくべきものであるが、近年の少子高齢化などにより、これまで地域コミュニティにより継承してきた文化財の保護が難しくなっている現状にある。地域にとって益にならない地域資源や、誇りだと思えない行事などはいずれ引き継がれなくなってしまう可能性を踏まえ、早急にその活用を図り、持続可能な保全の仕組みを作らねばならず、それを実現していくための体制の維持が必要になってくる。

表16 市文化財担当部局の人員体制（平成30年（2018）3月現在）

| 名称 | 人数 | 業務内容 |
|---------------------|----|--|
| 平戸市文化観光商工部 文化交流課 | 7人 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査研究に関すること ・文化財の指定に関すること ・文化財の保護に関すること ・文化財の情報発信と普及啓発に関すること ・博物館、資料館の事業調整に関すること ・世界遺産に関すること ・日本遺産に関すること ・歴史文化基本構想に関すること ・市民芸術文化活動の推進に関すること ・文化振興（イベント）に関すること ・その他事務事業 |

(2) 関係団体

伝統芸能の保存団体として、下記団体（表17）が活動を行っている。団体構成員の高齢化に伴う後継者不足などが課題として挙げられるが、高度経済成長期以降の社会構造の変化などにより、生業の形態や地域コミュニティのあり方も変化し、それに伴い伝統芸能の簡素化だけでなく、失われていったものも多いと考えられる。

伝統芸能の継承は、地域の貴重な伝統文化を次世代に引き継ぐということだけでなく、それに関わる子ども達への教育や世代間交流を通じた地域コミュニティの活性化を図るという今日的な側面もあると考えられ、大変重要な取り組みになっている。

表17 伝統芸能保存団体一覧

| 名称 | 地区 | 芸能名 |
|----------------|------|----------|
| 平戸神楽振興会 | 平戸地区 | 平戸神楽 |
| 平戸自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 中野自安和楽保存会（山中） | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 中野自安和楽保存会（川内在） | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 宝龜自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |

| | | |
|------------------|------|----------------|
| 紐差自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 根獅子自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 中津良自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 津吉自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 大志々伎自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 野子自安和楽保存会 | 平戸地区 | 平戸のジャンガラ |
| 度島町民族芸能保存会（中部地区） | 平戸地区 | 度島の盆ごうれい |
| 度島町民族芸能保存会（浦地区） | 平戸地区 | 度島の盆ごうれい |
| 度島町民族芸能保存会（三免地区） | 平戸地区 | 度島の盆ごうれい |
| 築地町ジャ踊り保存会 | 平戸地区 | 築地町のジャ踊り |
| 獅子須古保存会 | 平戸地区 | 獅子の須古踊り |
| 田助ハイヤ節保存会 | 平戸地区 | 田助ハイヤ節 |
| 生月勇魚捕唄保存会 | 生月地区 | 生月勇魚捕唄 |
| 館浦須古踊保存会 | 生月地区 | 館浦須古踊 |
| 荻田浮立保存会 | 田平地区 | 荻田浮立 |
| 的山須古踊保存会 | 大島地区 | 大島の須古踊 |
| 西神浦須古踊保存会 | 大島地区 | 大島の須古踊 |
| 東神浦須古踊保存会 | 大島地区 | 大島の須古踊 |
| 前平川畠流儀保存会 | 大島地区 | 大島の流儀 前平川畠・東流儀 |
| 大根坂流儀保存会 | 大島地区 | 大島の流儀 大根坂流儀 |
| 的山流儀保存会 | 大島地区 | 大島の流儀 的山流儀 |
| 大根坂ジャンガラ保存会 | 大島地区 | 大島のジャンガラ |

3-3-3. 文化財関連の条例、規則、活動団体への支援制度（補助金）など

平戸市の文化財関係の条例は以下（表 18）のとおりである。平戸市文化財保護条例のほか、重伝建と重文景については、各々補助要綱が設けられている。

その他、文化振興や民俗文化財の保存団体などに対する補助制度があるほか、平成 25 年（2013）に制定された平戸市認定文化財規則は地域資源を広く保存・保全するために有効に機能している。現状では、伝統芸能保存団体への運営補助や文化財の整備（修理）への補助のほか、消防設備の点検などに補助を行っている。

表 18 文化財関係（文化振興含む）の例規など

| No. | 例規名など | 概 要 |
|-----|---|--|
| 1 | 平戸市文化財保護条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 205 号） | 平戸市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土文化の向上に資することを目的とする。 |
| 2 | 平戸市文化財保護条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 36 号） | 平戸市文化財保護条例の施行に関し、必要な事項を定める。 |
| 3 | 平戸市文化財審議会規則（平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 37 号） | 平戸市文化財保護条例の規定に基づき、平戸市文化財審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。 |

| | | |
|----|--|--|
| 4 | 平戸市指定民俗文化財保存会運営補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 31 日教育委員会告示第 22 号） | 指定民俗文化財保存会の活動を推進し、伝統芸能の伝承を図ることを目的とし、保存会に対し、平戸市指定民俗文化財保存会運営補助金を交付する。 |
| 5 | 平戸市認定文化財規則（平成 25 年 9 月 30 日教育委員会規則第 8 号） | 平戸市文化財保護条例の規定による平戸市認定文化財の認定について定める。 |
| 6 | 平戸市重要文化的景観を形成する構成要素修理修景事業補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 24 日教育委員会告示第 1 号） | 国選定重要文化的景観「平戸島の文化的景観」選定地区内において行う修理修景事業に対し、予算の範囲内において平戸市重要文化的景観を形成する構成要素修理修景事業補助金を交付する。 |
| 7 | 平戸市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 19 年 6 月 27 日条例第 44 号） | 文化財保護法に基づき、本市が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区的決定、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定める。 |
| 8 | 平戸市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成 19 年 6 月 27 日教育委員会規則第 4 号） | 平戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関し、必要な事項を定める。 |
| 9 | 平戸市伝統的建造物群保存地区保存事業補助要綱（平成 20 年 2 月 25 日教育委員会告示第 4 号） | 平戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく補助金の交付に関し、必要な事項を定める。 |
| 10 | 平戸市文化団体活動補助金交付要綱（平成 21 年 3 月 31 日教育委員会告示第 21 号） | 文化協会及び民俗芸能保持団体の活動を推進し、地域住民の文化的意識の向上を図ることを目的とし、文化団体に対し、平戸市文化振興事業補助金を交付する。 |
| 11 | 平戸市未来創造文化振興基金条例（平成 23 年 3 月 25 日条例第 17 号） | 文化芸術活動の充実と豊かな人間性の形成を図り、文化を生かした個性豊かな地域づくりを行うため、平戸市未来創造文化振興基金を設置する。 |
| 12 | 平戸市未来創造文化振興事業補助金交付要綱 平成 23 年 3 月 22 日教育委員会告示第 3 号） | 平戸市未来創造文化振興事業実施規則の規定に基づき、平戸市未来創造文化振興事業補助金を交付する。 |
| 13 | 平戸市未来創造文化振興事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 22 日教育委員会告示第 3 号） | 平戸市未来創造文化振興事業実施規則に基づき、平戸市未来創造文化振興事業補助金を交付する。 |
| 14 | 平戸市文化振興事業実施規則（平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 44 号） | 平戸市の歴史資料等の調査と文化振興を図るための事業実施に関し、必要な事項を定める。 |
| 15 | 平戸市文化振興事業補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 1 日教育委員会告示第 12 号） | 平戸市の文化振興を図るため、平戸市文化振興事業補助金を交付する。 |

3-4. 総合的把握調査の対象となる地域資源と評価基準

3-4-1. 地域資源の整理の方法

基本構想の位置づけと計画対象範囲（1-2）において、基本構想が計画対象とする範囲は地域資源であるとし、その対象となる範囲を図 44 のように分類した。

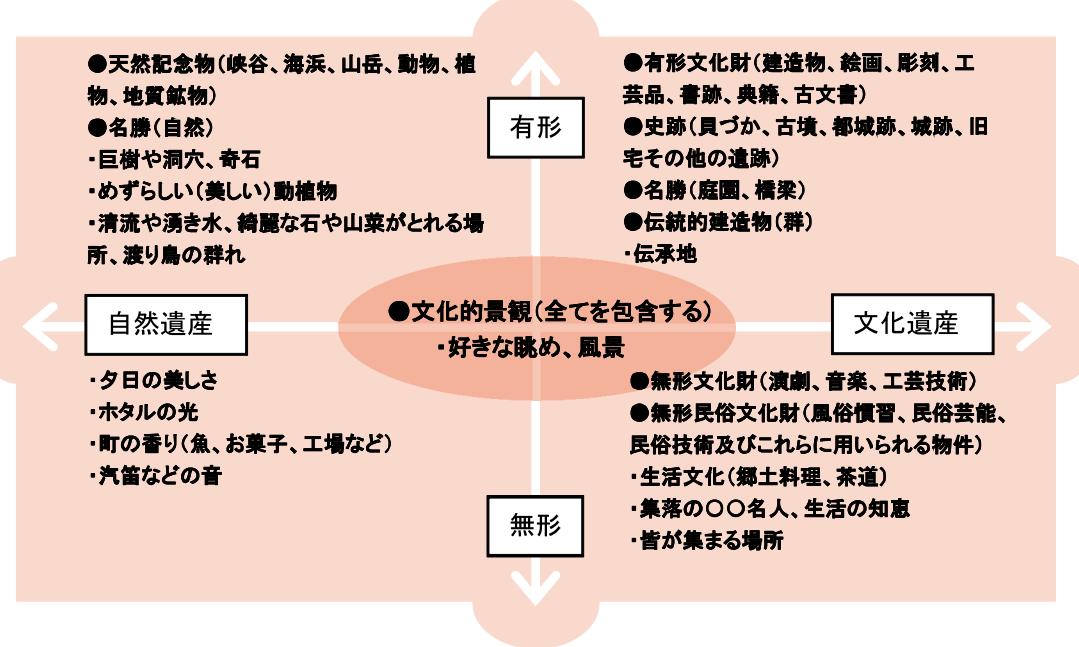


図 44 集落に内包される地域資源の分布図（文化財とそれを取り巻く環境）

図中の「●」は文化財保護法に定められる文化財

これらの地域資源は、データベースとして整理し、季節暦（写真 52）や地域資源マップとともに管理を行うものとする。季節暦とは、集落での暮らしをカレンダーで表現したもので、地域独自の価値に来訪者が持続的に触れる仕組みづくりに大きく寄与し、基本構想策定後の展開を検討する上で有効なものである。

季節暦を作成する意義として、次の 2 点が挙げられる。

①その地に住む住民や行政内の情報共有を図るため。

- ・何もないと思っていた集落の魅力を再発見、再構築するきっかけになる。集落独自の魅力は、他地区と文化的な差別化（集落の強み）を図ることにつながる。
- ・悉皆調査の中でピックアップされる地域資源のうち、いつ、何を来訪者に見せることができるのかについて、集落内での合意形成が進む。
- ・地域資源に立脚し、今後の展開を検討していくため、地域の文脈と関係がない「補助金を使った新たな食の開発」といった、安易な取り組みに派生しない。
- ・行政内部で情報を共有することで、集落内の大切なものを保全する仕組みづくりにつながっていく。（公共事業などによる不意の滅失を防ぐ。）

②その地を訪れる来訪者や観光事業者が集落の魅力や旬の時期を知ることができる。

- ・集落の人たちが宝ものだと思っている地域資源に触れる（体験する）ことができる。
- ・カレンダーで地域資源（食や自然、棚田の風景など）の旬がいつなのかが分かるため、季節に合わせた着地型のツアーを検討しやすい。

また、地域資源マップで位置情報を明確にしたことに加え、調査票（表 19）のようにカレンダー形式にすることで、地域資源の位置と旬（見ごろ）が分かるようになっており、着地型の文化観光コースを検討する際の基礎資料として活用することが可能になる。

これらの調査結果は、地域資源の活用を図るだけでなく、地域の文化的景観の保存・保全にも寄与するものである。

表 19 地域資源調査票（様式）

| 集落名：●●集落 | | 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | |
|---|-----------|---|----|----|----|----|------|
| 地域資源 | | | | | | | |
| 【自然に関する宝もの】 | | | | | | | |
| ・めずらしい動植物が見られる場所 ・毎年ホタルが見られる場所 ・川の生き物、海の生き物 ・湧き水が出ている場所 ・大きな木やほら穴がある場所 ・綺麗な石がとれる場所 ・子ども達が遊んでいる場所 など | ※固有名詞が入る。 | | | | | | |
| 【生活環境に関する宝もの】 | | | | | | | |
| ・海の幸、山の幸 ・農地 ・町の郷土料理 ・山菜、果物がとれる場所 ・信仰に関すること ・生活の知恵 ・町らしいと思う風景や場所 など | | | | | | | |
| 【歴史文化に関する宝もの】 | | | | | | | |
| ・文化財的な価値を持つと思う場所 ・山の中で見つけた墓地や何かを祀っていたと思われる場所 ・石碑 ・昔、よく歩いていた道 ・年中行事、祭り、風習 など | | | | | | | |
| 【産業に関する宝もの】 | | | | | | | |
| ・町の伝統技術 ・町の工芸品 ・特産物 など | | | | | | | |
| 【名人に関する宝もの】 | | | | | | | |
| ・芸能、工芸技術、郷土史、民話、郷土料理 など | | | | | | | |

3-4-2. 地域資源の評価基準

地域の宝ものとして集落に内包される多様な資源をあえて評価し、優劣をつける必要はなく、地域の歴史や文化、豊かな自然などを物語る重要な要素として取り扱いを行うというのが基本構想の前提であるが、新たに抽出される地域資源の中には文化財への指定が可能なものも含まれる可能性がある。これらの文化財的な価値があると思われるものについては、専門家による現地調査と所有者との合意形成を図り、文化財への指定を推進していくものとする（図45）。

文化財指定に向けた事務と評価基準については、これまでと同様に外部専門家の知見に基づく評価を中心とし、新たな評価基準を設けるものではないが、特に重要文化的景観の新選定を目指す場合は、選定範囲が広域になることから、重要な構成要素の特定や選定後の整備計画など、地域住民と十分に意見交換を重ね、合意形成を図る必要がある。

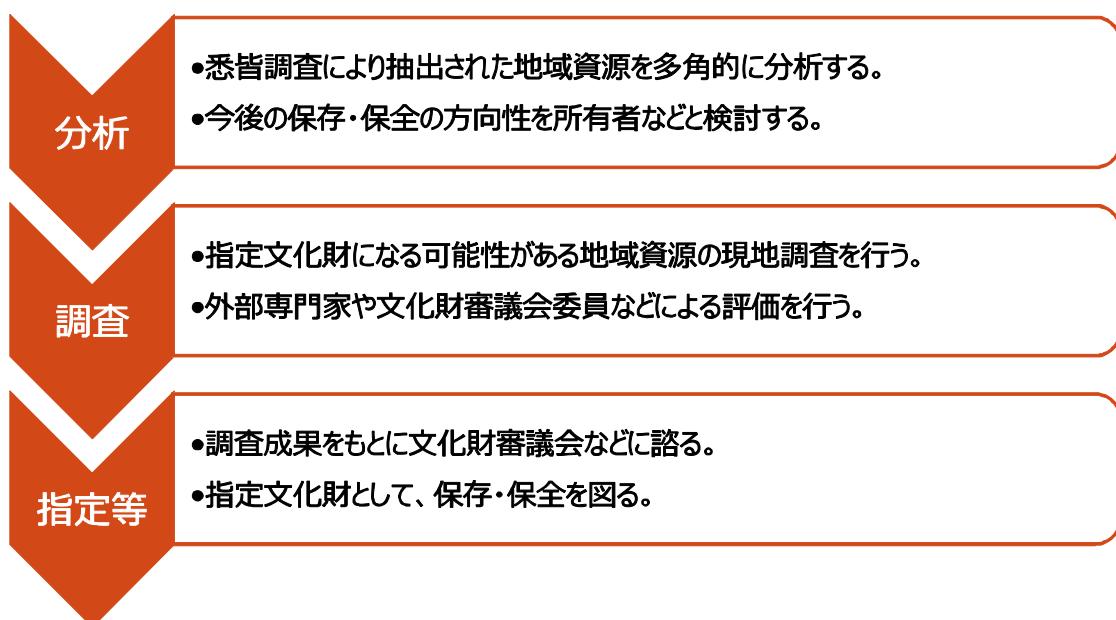


図45 指定文化財の推進

3-5. 総合的把握調査の手法

地域資源の総合的把握は、今後も以下の観点から継続して調査を実施する。特に「協働のまちづくりに関連する組織」を中心とした調査は、地域住民によるボトムアップ型の仕組みとして重要なものである。

(1) 「協働のまちづくり」に関連する組織を中心とした調査

平戸市では、「市民と行政が対等・平等な立場で、お互いを理解し尊重しながら協力してまちづくりを進めていく」ため、『協働によるまちづくり指針』を策定している。この指針に基づき地域住民により組織される協議会は、各地域の特性や課題について話し合い、協働のまちづくりを推進していくための計画を策定（または策定中）している。

計画を策定するにあたって組織された準備委員会は、住民説明会を開催し、ワークショップを開

催しながら歴史文化まちづくりに関する合意形成を進めてきた。最もまとまりの良いと感じられる地域の住民主体で組織される協議会は、志縁団体であるものの地縁団体が持つ伝統的なコミュニティの良さも保持しており、行政による適切な技術的、財政的支援を行うことで中長期的には地域運営の一翼を担う組織になっていくと考えられる。

基本構想の運用にあたって、平戸市では最も地域に根差した志縁団体のひとつとして、これらの組織と情報共有を図り、地域資源の把握と活用に努めるものとする。

| | |
|------------|---|
| 総合的把握調査の主体 | ・地域住民（地域のまちづくり協議会事務局） |
| 調査の手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の助言を受けながらのワークショップ ・年配者へのヒアリング ・身近な地域資源のリストアップ |
| 調査結果の整理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・季節暦（写真52）による整理 ・写真撮影 ・メモ書き |



写真 42 地域での勉強会



写真 43 まちづくりワークショップ



写真 44 まち歩きワークショップ



写真 45 地域住民へのヒアリング

（2）専門家による現地・資料調査

平戸市では、文化財審議会のほか、重要文化的景観や伝統的建造物群保存地区の制度運用に関連する委員会を設置している。各委員会の専門委員による現地調査は、文化財とその周辺環境の総合的把握を行う上で重要である。

| | |
|------------|---|
| 総合的把握調査の主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・市が設置する専門家委員会の委員 ・大学教授や学生 ・業務委託した業者 |
| 調査の手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料調査 ・現地調査 |
| 調査結果の整理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書 ・研究論文、研究報告 |



写真 46 重要文化的景観推進委員会の様子



写真 47 現地調査の様子

(3) 市文化財担当部局による現地・資料調査

日常的な基礎研究の継続による成果によって、発展的な調査研究へと展開可能になる。

| | |
|------------|---|
| 総合的把握調査の主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・市文化財担当部局職員 |
| 調査の手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料調査 ・現地調査 |
| 調査結果の整理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源データベース ・季節暦 ・地域資源解説カード（ガイド用） ・調査報告書 |



写真 48 現地調査の様子



写真 49 住民へのヒアリング

3-6. 文化財調査結果についての記録と管理方法

今後、継続していく調査事業の中で抽出される新たな地域資源については、「地域資源データベース」として整理し、文化財担当部局において管理を行う。

このデータベースは、地域で「季節暦」を作成し文化観光を実施する際や、災害時の「文化遺産レスキュー・マップ」の作成へと展開していく上で欠かせない、地域資源の保全と活用を図るための基礎資料になるものである。また、地域資源のうち、一般の来訪者に公開してよいと所有者から了解が取れたものについては、Webサイトで公開するとともに、集落散策マップや平戸市地域資源解説カード（平戸市2015初版、以降毎年加除を行っている。）などに記載するなど活用を図る。

| A | B | C | D | E |
|---------------|----------|---------|-----------|------------------|
| 平戸市地域資源データベース | | | 登録年月 | 名称 |
| 1 | 文化財指定の状況 | 地域資源の種別 | 文化財指定年月 | |
| 1 | 国指定 | 絵画 | H25.5.24 | 鍋本著色仏涅槃図一通 |
| 2 | 国指定 | 工芸 | H25.5.24 | 御陳大刀黒銅拵付一口削大刀図一通 |
| 3 | 国指定 | 史跡 | H11.10.12 | 平戸と蘭夷貿易 |
| 4 | 国指定 | 天然記念物 | S26.8.9 | 黒子島原始林 |
| 5 | 国指定 | 天然記念物 | S26.9.17 | 阿健貢島 |
| 6 | 国指定 | 建造物 | S26.1.21 | 奉箱 |
| 7 | 国指定 | 郷土民俗 | S26.1.8 | 平戸神楽 |
| 8 | 国指定 | 工芸 | S26.8.6 | 謝介紙臂白赤胴丸 |
| 9 | 国指定 | 郷土民俗 | H26.12.15 | 平戸のジャンガラ |
| 10 | 国指定 | 天然記念物 | H24.3.19 | 平戸稚老の岩石地植物群落 |
| 11 | 国指定 | 建造物 | H25.12.25 | 田平天主堂 |
| 12 | 国指定 | 名勝 | H25.10.17 | 穂哉園及び穂ヶ谷津宿樂園 |
| 13 | 国指定 | 名勝 | H25.10.17 | 穂哉園及び穂ヶ谷津宿樂園 |
| 14 | 国選定 | 伝統的建造物群 | H20.8.9 | 大島村神浦伝統的建造物群保存地区 |
| 15 | 国選定 | 文化的景観 | H22.2.22 | 平戸島の文化的景観 |
| 16 | 国選定 | 郷土民俗 | S21.4.8 | 大島の漁火踊り |
| 17 | 国選定 | 郷土民俗 | S20.3.1 | かくれキリシタン習俗 |
| 18 | 県指定 | 史跡 | S18.1.17 | 郡成功居宅跡 |

写真 50 地域資源データベース



写真 51 地域資源を生かした散策マップ

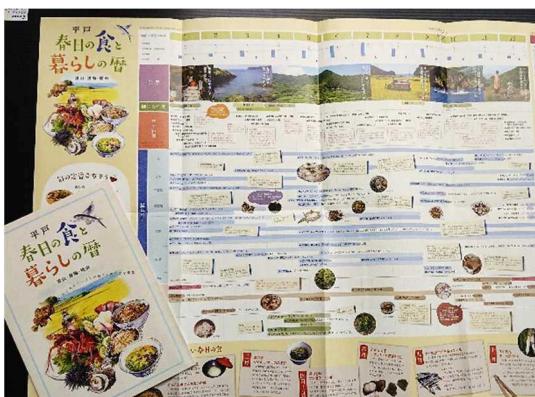


写真 52 季節暦

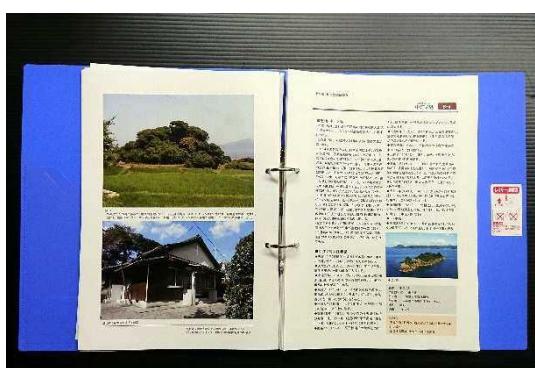
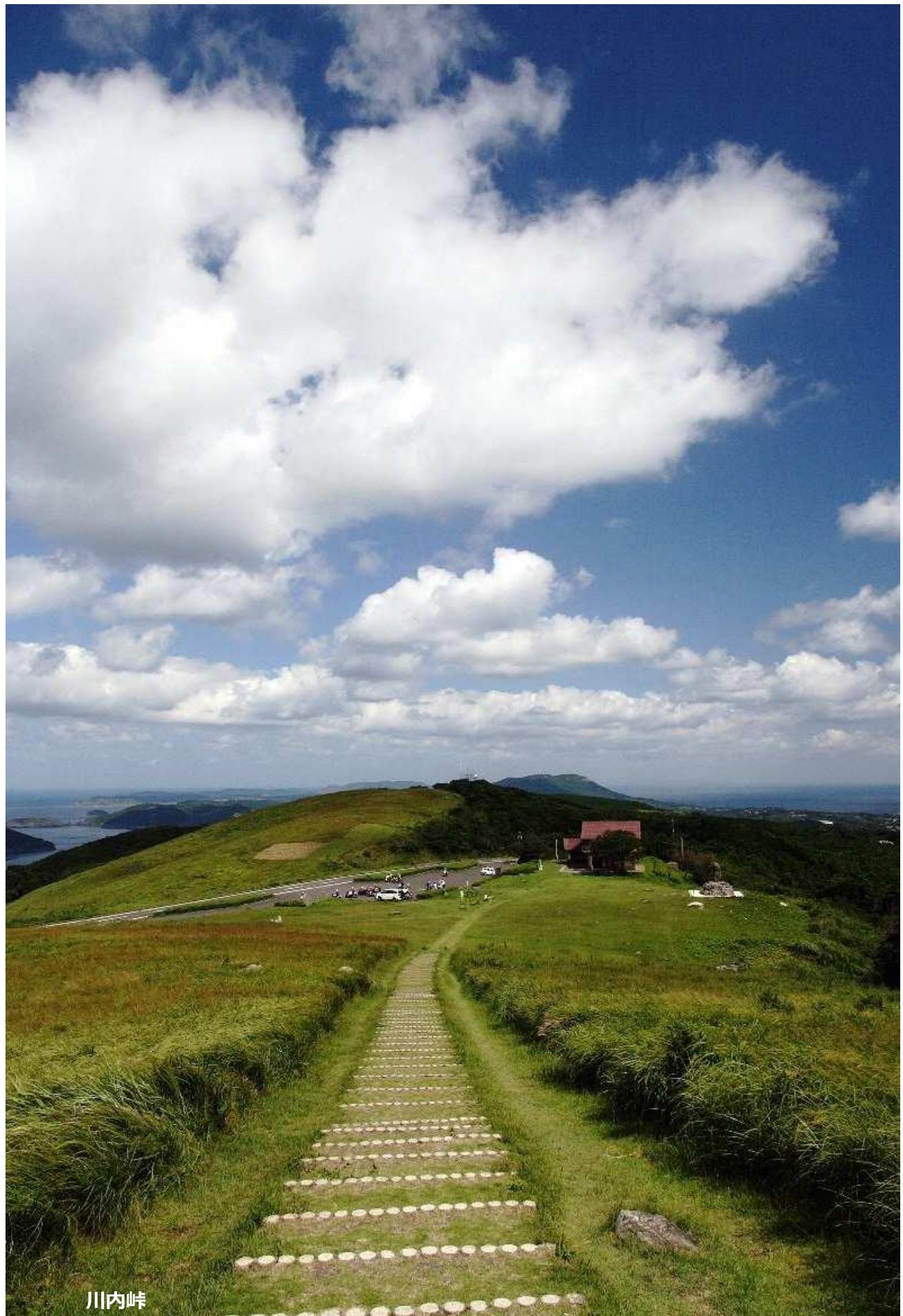


写真 53 地域資源解説カード

【参考文献】

- 日本エコツーリズム協会フェノロジーカレンダー研究会（2017）『みんなでつくるフェノロジーカレンダー』
- 平戸市（2008）『協働のまちづくり指針』
- 平戸市（2013）『平成25年度版 平戸市主要統計指標』
- 平戸市（2015）『平戸紀要第3号（特集号）大陸との接点—平戸の自然誌』
- 平戸市（2016）『平戸紀要第4号 平戸遺産』



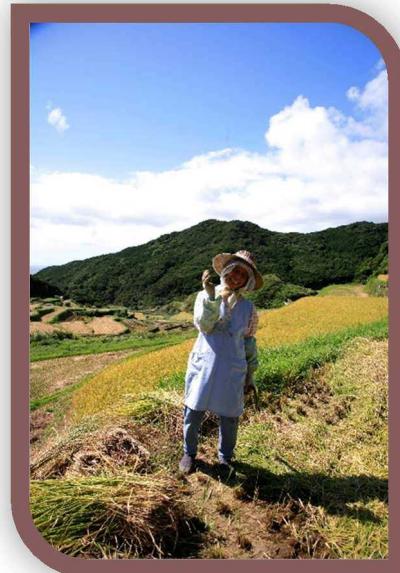
川内峰

第4章. 文化財の保全・活用の基本方針

4－1. 文化財の保全・活用の総括の方針

4－1－1. 循環的な仕組みづくり

人々の暮らしの中で形成されてきた文化財の価値は、従来の文化財保護行政の補助による有形物の修復や保存団体への補助のみにより守られるものではないことは、近年の少子高齢化による集落における文化財保護の実情をみると明らかである。文化財を形成し、継承してきた社会システムに重要な意味があり、それらを支えてきた仕組みを事業計画の対象とすべきであることから、より横断的で実行力のある計画が必要になる。



現在、集落が持つ文化的特性が、急速な開発行為や過疎化により失われていく中で、文化財としての価値を持つ自然や生態系、歴史的建造物だけではなく、地域の歴史や文化を基層として形成されてきた地域資源を、もう一度見直そうという機運が高まってきた。しかし、これらの地域資源を法律によって凍結保存しようとコントロールすることは難しく、日常的に変化していく景観の中でどのように保存・保全していくのかということが重要なテーマになっている。



写真 54 営農により継続される景観（棚田）



写真 55 石積みのある風景

平戸市においては、過疎化が進む集落の地域資源は、「活用することで、より確実に守ることができる」との観点から、地域資源を生かした歴史文化まちづくりと地域資源の保存・保全の取り組みをリンクさせ、循環的な仕組みとして基本構想を運用することにより、過疎地域における地域資源の新たな保存・保全の手法を確立させることとしている。それは、集落において地域資源の保存・保全と観光業の成立、地域振興の融合を目指す文化観光を実施することであり、計画対象